

平 成 30 年 度

昭 島 市 特 別 会 計 予 算 大 総

【ともにつくる 未来につなぐ 元気都市 あきしま】

（国民健康保険特別会計）
（介護保険特別会計）
（後期高齢者医療特別会計）
（下水道事業特別会計）
（中神土地区画整理事業特別会計）

昭 島 市

平成30年度国民健康保険特別会計予算大綱

I 予算編成の基本的考え方

地域住民の安心・安全な医療の確保と健康・保持増進という大変大きな役割を担い、国民皆保険制度の根幹を支えてきた国民健康保険は、他の医療保険に加入していない、すべての市民を被保険者とすることから、急速な少子高齢化の進展や、産業構造の変化など、社会経済情勢の影響を受けやすいという構造的な課題を抱えている。今日においては、稼働年齢層を中心に被保険者の被用者保険への移行が進み、加入者が減少する中で高齢層の割合が増加する傾向にあり、加えて、医療技術の高度化などに伴い一人当たりの医療費は増加するなど、非常に厳しい運営状況にある。

本年度は、社会保障を持続可能なものとする取組の中で、国民健康保険財政運営の責任主体を都道府県とする、広域化が実施される。新たな制度運営のもとでは、東京都が、区市町村ごとに、所得や医療費水準、高齢化の状況を踏まえ、それぞれの納付金の額と、標準税率を示すこととなっており、これらに関しては、都内における本市の状況が反映されることとなる。また、低所得者層に対する法定軽減の拡充が行われる一方で、保険税課税限度額の改定と高齢者に対する高額療養費制度の見直しも予定されている。

本市においては、国民健康保険運営協議会の答申に基づく、2年に一度の保険税率見直しの年に当たり、同協議会に検討をお願いしたところである。同協議会からは、東京都からの納付金の額などの確定が遅れ、こうした中での改定は市民生活に混乱を招きかねないこと、また、本市の所得や医療費の水準などから、一定の赤字繰り入れの解消が見込めるここと、更には、国民健康保険事業運営基金にも一定の額が確保できる見込みであることなどから、保険税率の見直しは見送るべきであるとの答申を頂戴した。この答申を十分に踏まえ、本年度の保険税については、現状を維持することが適切であると判断した。

今後については、一定程度の財政健全化が図られたとはいえ、一般会計からの赤字繰入れにより、歳入歳出の均衡を保っている状況に変わりはなく、引き続き、定期的な保険税率の見直しなどにより、計画的な赤字繰入れの削減に努めていくものとする。

本年度の予算編成に当たっては、長期的な視点を踏まえ、安定的な財政運営の確保に向けた取組をより一層推進するものとし、保険税額などの適正な計上を行った。また、引き続き、納税課と連携した保険税の収納対策や医療費適正化対策を推進し、国保税の公平公正な確保と、国保財政の健全化に十分配慮した事業運営を図るものとする。

II 予算の内容

本年度の国民健康保険特別会計の予算規模は、11,562,000千円で前年度に比較

して2,429,000千円(17.4%)の減となっている。この主な要因は、制度広域化の実施に伴い、医療給付の共同事業、前期高齢者に係る調整、介護・後期高齢者医療制度に対する拠出等、事務事業が集約されるとともに、平成30年度の被保険者数について、前年度から2,200人減の25,500人と見込んだことによるものである。保険給付費については、前年度までの実績等を勘案する中、前年度に比較して3.0%減の7,936,631千円と算定した。

1 歳 入

国民健康保険税は、被保険者数の減少を勘案し、前年度に比較して244,424千円(9.8%)減額し、2,237,061千円を計上した。

一部負担金及び国庫支出金は、科目存置とした。

都支出金は、前年度に比較して7,260,770千円(990.6%)増額し、7,993,742千円を計上した。

財産収入は、国民健康保険事業運営基金利子として152千円を計上した。

繰入金は、一般会計繰入金として、前年度に比較して84,000千円(6.0%)減額し、1,316,000千円を計上した。この内訳は、保険基盤安定繰入金、職員給与費等繰入金、出産育児一時金繰入金、財政安定化支援事業繰入金及びその他一般会計繰入金となっている。

繰越金は、科目存置とした。

諸収入は、前年度に比較して1,507千円(9.1%)減額し、15,042千円を計上した。この内訳は、延滞金、加算金及び過料10,000千円、市預金利子30千円及び雑入5,012千円となっている。

2 歳 出

総務費は、前年度に比較して23,280千円(12.3%)減額し、165,814千円を計上した。この内訳は、総務管理費108,871千円及び徴稅費56,943千円となっている。

保険給付費は、医療費の動向等を勘案し、前年度に比較して249,589千円(3.0%)減額し、7,936,631千円を計上した。この内訳は、療養諸費6,873,849千円、高額療養費986,942千円、移送費240千円、出産育児諸費54,600千円、葬祭費11,000千円及び結核・精神医療給付金10,000千円となっている。

保健事業費は、前年度に比較して8,567千円(6.3%)減額し、126,386千円を計上した。

基金積立金は、国民健康保険事業運営基金積立金として152千円を計上した。

公債費は、一時借入金利子として、前年度と同額の13千円を計上した。

諸支出金は、前年度と同額の20,001千円を計上した。この内訳は、保険税還付金20,000千円と科目存置とした返還金である。

予備費は、前年度と同額の3,000千円を計上した。

平成30年度介護保険特別会計予算大綱

I 予算編成の基本的考え方

平成12年度に創設された介護保険制度は、高齢化が進展する社会状況において、介護を必要とする高齢者を社会全体で支える社会保障の仕組みであり、今では、高齢者とその家族の暮らしを支える重要な基盤として、欠かすことのできないものとなっている。

一方、国においては増加の一途を辿る介護サービスの利用とそれに伴う保険給付費の増加に対応するため、制度の持続可能性を確保する中で、サービスを必要とする方に必要なサービスを提供していくための取組を重点的に推進しているところである。

本市においても、こうした国の動向を踏まえ、保険者としての機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けた取組を推進するとともに、「団塊の世代」が後期高齢者となる平成37年度においても、高齢者が可能な限り住み慣れた地域や住まいに継続して暮らしていくように、地域で高齢者の生活を支える、地域包括ケアシステムの深化・推進に積極的に取り組んでいるところである。

しかしながら、高齢化のさらなる進展に伴う要介護高齢者の増加や介護期間の長期化などにより、介護需要はますます増大するものと推測されており、介護保険制度の持続可能性の確保は、引き続き大きな課題となっている。

こうした中、本年度の介護保険事業については、新たに策定した「高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画（平成30～32年度）」の初年度として、計画に基づき、高齢者の尊厳の保持と制度の安定的な運営を図る中で、高齢者保健福祉施策を着実に実行し、「高齢者がいきいきと暮らすまち 昭島」の確かな実現につなげて行くものとする。

なお、本年度の予算編成に当たっては、認知症総合支援事業としての「認知症初期集中支援チーム」の設置や、平成30年4月から完全実施となる「介護予防・生活支援サービス事業（総合事業）」の円滑で安定的な事業運営の確保などに配慮するとともに、増加する介護需要を的確に捉えた保険給付費の計上を図ったところである。また、引き続き、保険料の公平公正な確保に努めるとともに、保険財政の収支の均衡に十分留意し、安定的な財政運営に取り組むものとする。

II 予算の内容

本年度の介護保険特別会計の予算規模は、8,849,628千円で、前年度に比較して695,435千円（8.5%）の増となっている。この主な要因は、「高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画」において平成30年度における保険給付費を前年度に比較して7.2%、549,367千円、地域支援事業費を23.7%、71,499千円の増を見込んだことによるものである。

1 歳 入

保険料（第1号被保険者の保険料）は、前年度に比較して148,316千円（7.8%）増額し、2,046,289千円を計上した。これは、第1号被保険者の保険料改定の影響及び第1号被保険者の増加を見込み算出したものである。

国庫支出金は、前年度に比較して160,653千円（9.6%）増額し、1,841,701千円を計上した。この内訳は、保険給付費の国の負担割合から算出した国庫負担金1,437,836千円及び調整交付金や地域支援事業交付金などの国庫補助金403,865千円となっている。

支払基金交付金は、前年度に比較して94,768千円（4.4%）増額し、2,264,210千円を計上した。これは、第2号被保険者の保険料として社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、保険給付費の負担割合から算出した介護給付費交付金2,202,220千円及び地域支援事業支援交付金61,990千円である。

都支出金は、前年度に比較して90,996千円（7.7%）増額し、1,269,003千円を計上した。この内訳は、保険給付費の負担割合から算出した都負担金1,212,985千円、地域支援事業に対する都補助金56,018千円である。

財産収入は、介護保険給付事業運営基金利子として300千円を計上した。

繰入金は、一般会計繰入金及び基金繰入金で、前年度に比較して200,602千円（16.4%）増額し、1,426,000千円を計上した。一般会計繰入金は、前年度に比較して112,602千円（9.3%）増額し、1,321,000千円を計上した。この内訳は、保険給付費及び地域支援事業に係る繰入金1,075,564千円、人件費・事務経費等に係る繰入金225,108千円及び介護保険料の所得段階のうち、第1段階における保険料軽減に係る繰入金20,328千円となっている。

また、基金繰入金は、介護保険料の急激な上昇を緩和するため、介護保険給付事業運営基金から105,000千円を繰り入れるものである。

繰越金は、科目存置とした。

諸収入は、前年度に比較して30千円（1.4%）増額し、2,124千円を計上した。この内訳は、市預金利子40千円及び雑入2,082千円などである。

2 歳 出

総務費は、前年度に比較して35,255千円（18.7%）増額し、224,188千円を計上した。この内訳は、総務管理費144,932千円、徴収費12,092千円及び介護認定審査会費66,444千円などである。

歳出予算の92.2%を占める保険給付費は、介護サービス費用の増加や介護予防給付の地域支援事業への移行を見込み、前年度に比較して549,367千円（7.2%）増額し、8,156,371千円を計上した。この内訳は、在宅及び施設給付費としての介護サービス等諸費7,460,912千円、居宅給付が主である介護予防サービス等諸費169,819千円、高額介護サービス等費205,000千円、高額医療合算介護サービス等費27,000千円及び特定入所者介護サービス費285,000千円な

どである。

財政安定化基金拠出金は、科目存置とした。

地域支援事業費は、介護予防給付の地域支援事業への移行を見込み、前年度に比較して、71,499千円（23.7%）増額し、373,499千円を計上した。この内訳は、介護予防・生活支援サービス事業費201,295千円、一般介護予防事業費29,697千円及び包括的支援事業・任意事業費141,907千円などである。

基金積立金は、介護給付費の増加に対応するため、介護保険料の余剰金などを積み立てるもので、介護保険給付事業運営基金積立金90,346千円を計上した。

公債費は、一時借入金の利子分等21千円を計上した。

諸支出金は、保険料還付金及び減免事業特例給付費などで、前年度に比較して、300千円（6.7%）減額し4,202千円を計上した。

予備費は、前年度と同額の1,000千円を計上した。

平成 30 年度後期高齢者医療特別会計予算大綱

I 予算編成の基本的考え方

後期高齢者医療制度は、高齢者の医療を安定的に支えるため、高齢者と現役世代の負担を明確化するとともに、その公平化を図る制度として、平成20年4月、都道府県を単位とする、広域連合を運営主体として創設された。発足時の混乱に対応するため、制度の運用面における様々な改正も行われ、今日では、75歳以上の高齢者を中心とした医療保険制度として市民生活に広く定着してきている。

後期高齢者医療制度においては、2年を単位とした計画的な財政運営が行われている。平成30年度は、新たな財政運営期間の初年度であり、保険料改定の年となる。東京都後期高齢者医療広域連合では、62区市町村の負担による保険料増加抑制対策を継続し、均等割額については、43,300円、900円の増と引き上げ幅を低く抑えるとともに、所得割率については、8.80%と、0.27ポイントの引き下げを行うことが可能となった。

本年度は国の制度改正において、低所得者層に対する更なる負担の軽減が予定されている一方で、保険料賦課限度額の増額改定、また、高額療養費制度の見直しや、これまで特例として実施してきた保険料軽減に係る特例措置の一部縮小が予定されている。

本市としては、引き続き高齢者の健康の維持・増進のための保険事業と制度の安定的な運営の確保に向けた医療費適正化事業の適切な実施を図り、広域連合ときめ細やかな連携による円滑な事業運営に努め、高齢者が安心して医療を受けることができる環境を維持していくなければならない。

本年度の予算編成に当たっては、事業運営に要する経費の縮減などにも配慮する中で、広域連合の積算を踏まえ、歳入では、保険料や一般会計繰入金などの適切な計上に努めた。また、歳出では、広域連合に支出する療養給付費負担金、保険料等負担金、保険基盤安定負担金等のほか、保険料の軽減措置に係る特別対策費等を含めた広域連合納付金など、必要な経費の計上を図り、広域連合との連携を密にした安定的な事業運営に取り組むものとする。

II 予算の内容

本年度の後期高齢者医療特別会計の予算規模は、2,323,001 千円で前年度に比較して 101,819 千円（4.6%）の増となっている。この主な要因は、被保険者数を前年度に比較して 500 人（3.9%）増の 13,200 人と見込んだことなどによるものである。また、本予算では、広域連合が行うこととされている医療費の給付や保険料の賦課等の事務を除いた、受付事務や保険料徴収事務、保健事業等の経費を計上するとともに、後期高齢者医療保険料や繰入金、広域連合納付金などについても、広域連合の積算値を基本に計上したものである。

1 歳 入

後期高齢者医療保険料は、被保険者数の増を勘案し、前年度に比較して 57,014 千円（6.0%）増額し、1,001,625 千円を計上した。

広域連合支出金は、広域連合から健康診査事業等の委託金として交付されるもので、前年度に比較して 2,675 千円（3.4%）増額し、80,213 千円を計上した。

繰入金は、前年度に比較して 42,000 千円（3.5%）増額し、1,241,000 千円を計上した。この内訳は、療養給付費繰入金 828,338 千円、保険料軽減措置に伴う保険基盤安定繰入金 198,384 千円及び事務費等繰入金 214,278 千円となっている。

繰越金は、科目存置とした。

諸収入は、前年度に比較して 130 千円（406.3%）増額し、162 千円を計上した。この内訳としては、延滞金について 100 千円、還付加算金 50 千円、市預金利子 10 千円を計上するとともに、保険料未収金補填分負担金償還金と雑入を科目存置とした。

2 歳 出

総務費は、前年度に比較して 12,955 千円（23.6%）増額し、67,740 千円を計上した。この内訳は、職員の給料等の総務管理費 47,913 千円及び保険料の徴収費 19,827 千円である。

広域連合納付金は、前年度に比較して 85,542 千円（4.2%）増額し、2,146,353 千円を計上した。この内訳は、医療給付費の定率（1/12）負担分である療養給付費負担金 828,338 千円、被保険者の保険料相当分である保険料等負担金 1,001,725 千円、低所得者の保険料軽減分である保険基盤安定負担金 198,384 千円、そのほか事務費負担金 37,692 千円、保険料軽減措置負担金 80,213 千円などとなっている。

保健等事業費は、前年度に比較して 3,322 千円（3.3%）増額し、102,607 千円を計上した。この内訳は、脳ドック利用補助事業費を含む保健事業費 66,607 千円及び葬祭費 36,000 千円である。

諸支出金は、前年度と同額の 3,301 千円を計上した。この内訳は、保険料還付金が 3,300 千円、一般会計繰出金が科目存置となっている。

予備費は、前年度と同額の 3,000 千円を計上した。

平成30年度下水道事業特別会計予算大綱

I 予算編成の基本的考え方

公共下水道は、健康で快適な市民生活を営むうえで欠かすことのできない都市の基盤となる施設であるとともに、豊かな緑と豊富な地下水に恵まれた昭島市の環境と市民生活を次の世代に伝えていくためにも不可欠なものである。

本市の下水道事業は、市内全域における污水管整備はほぼ達成したものの、雨水管整備については毎年市内的一部で浸水被害などが発生しており、早期の幹線管渠の整備とともに枝線の面的整備を進めていく必要がある。

このため、本年度の予算編成に当たっては、「昭島市下水道総合計画」に基づき下水道の計画的な整備や維持管理等を行うことを基本としながら、下水道の整備により快適で安心して暮らせる生活環境の維持・向上を目指し、優先する雨水管及び污水管整備事業、管渠等の長寿命化及び維持管理を中心とした事業を実施する。

主な事業としては、社会資本整備総合交付金の対象事業となる主要雨水管整備として、中部7号幹線築造、残堀川第3排水区、東部排水区の雨水管整備、並びに引き続き管渠の耐震化を図るとともに、地方公営企業法適用移行に向けた事業を実施する。

II 予算の内容

本年度の下水道事業特別会計の予算規模は、2,962,948千円で前年度に比較して469,815千円（18.8%）の増となっている。

1 歳 入

分担金及び負担金は、受益者負担金の猶予取消分として、前年度に比較して300千円（50%）減額し、300千円を計上した。

使用料及び手数料は、立川基地跡地地域における下水道施設の供用開始並びに平成29年度決算見込みを参照する中で、下水道使用水量の増加を見込み、前年度に比較して114,530千円（7.2%）増額し、1,695,176千円を計上した。

国庫支出金は、社会資本整備総合交付金対象である雨水管整備事業の増加に伴い、前年度に比較して85,250千円（84.0%）増額し、186,750千円を計上した。

都支出金は、公共下水道事業費補助金の対象事業費が増加することから、前年度に比較して4,262千円（84.0%）増額し、9,337千円を計上した。

財産収入は、下水道事業財政運営基金利子として800千円を計上した。

繰入金の一般会計繰入金は、前年度に比較して7,000千円（1.6%）増額し、455,000千円を計上した。下水道事業財政運営基金繰入金については、科目存置とした。

繰越金は、前年度と同額の10,000千円を計上した。

諸収入は、道路掘削復旧監督事務費等、前年度に比較して3千円（3.7%）増額し、84千円を計上した。

市債は、公共下水道事業及び流域下水道建設負担金の財源として、前年度に比較して258,600千円（74.5%）増額し、605,500千円を計上した。

2 歳 出

歳出については、主に雨水管及び污水管整備に要する事業費と、汚水処理等に係る維持管理経費である。

総務費は、地方公営企業法適用移行業務委託及び下水道使用料徴収業務委託等が増額になったことから、前年度に比較して33,412千円（13.2%）増額し、286,309千円を計上した。この内訳は、職員人件費104,232千円、地方公営企業法適用移行業務委託料37,260千円、下水道使用料徴収業務委託料79,166千円、消費税及び地方消費税55,000千円などとなっている。

事業費は、引き続き雨水管・污水管の整備、管渠耐震化事業を実施する中で、本年度雨水浸水対策事業として中部7号幹線築造事業に着手することから、前年度に比較して372,988千円（26.9%）増額し、1,759,771千円を計上した。この内訳は、管渠維持費787,801千円、管渠建設費850,970千円及び流域下水道費121,000千円となっている。

基金積立金は、下水道事業財政運営基金積立金として253,715千円を計上した。

公債費は、市債現在高の減少により、前年度に比較して89,970千円（12.0%）減額し、660,152千円を計上した。この内訳は、元金償還額585,673千円及び利子償還額74,479千円となっている。

諸支出金は、科目存置とした。

予備費は、前年度と同額の3,000千円を計上した。

III 主要な施策

- 1 中部7号幹線築造事業
- 2 残堀川第3排水区枝線工事
- 3 震災時における下水道機能を確保するための管渠耐震化事業
- 4 東部排水区枝線工事
- 5 地方公営企業法適用移行事業

平成30年度中神土地区画整理事業特別会計予算大綱

I 予算編成の基本的考え方

昭島都市計画中神土地区画整理事業第二工区は、昭島都市計画中神土地区画整理事業調査会で合意された「基本計画」に基づき、「すみよいまちづくり」に向け、引き続き駅前ブロック地区の道路等の公共施設整備のため、街区・画地への建築物・工作物を収める移転補償を重点に置き、市街地の造成を図るとともに区画道路の築造工事を進める。

現在の事業施行期間は平成35年3月末までとなっているが、将来を見据えた新たな事業計画の策定に向け、申請準備に取り組む。

また、市道昭島10号については、狭隘箇所を解消し、幹線道路整備の推進を図る。

II 予算の内容

本年度の中神土地区画整理事業特別会計の予算規模は390,003千円で、前年度に比較して65,500千円（20.2%）の増となっている。

1 歳 入

国庫支出金は、駅前ブロックの建築物等移転補償費等に係る社会資本整備総合交付金であり、前年度に比較して11,000千円（30.6%）減額し、25,000千円を計上した。

都支出金は、国庫支出金の社会資本整備総合交付金の対象事業に連動する補助金であり、前年度に比較して5,500千円（30.6%）減額し、12,500千円を計上した。

繰入金は、一般会計繰入金として、前年度に比較して82,000千円（36.3%）増額し、308,000千円を計上した。

保留地処分金は、前年度と同額の42,500千円を計上した。

繰越金は、科目存置とした。

諸収入は、市預金利子及び雑入として、2千円を計上した。

2 歳 出

総務費は、前年度に比較して5,400千円（5.2%）増額し、109,027千円計上した。この要因は、事業用地の管理及び整備にかかる委託料の増額によるものである。

事業費は、駅前ブロックの建物等移転のための補償費などであり、前年度に比較して60,100千円（27.5%）増額し、278,940千円を計上した。この内訳は、調査設計費17,765千円、工事費9,000千円、事業用地取得費161,075千円及び補償費91,100千円となっている。

公債費は、一時借入金利子として、前年度と同額の35千円を計上した。
諸支出金は、科目存置とした。
予備費は、前年度と同額の2,000千円を計上した。

III 主要な施策

- 1 市道昭島10号道路築造工事
- 2 事業用地取得
- 3 建物等移転補償